

鉱業権者が講ずべき措置事例の改正に対する意見公募手続の結果について

令和5年7月20日
経済産業省
産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

「鉱業権者が講ずべき措置事例の改正（案）」について、令和5年5月29日から6月29日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	意見公募要領2.の「鉱業権者が講ずべき措置事例（平成16・11・19原院第1号）」に付されたハイパーリンクがリンク切れとなっており、意見の提出に当たり必要な情報を確認することができない。	「鉱業権者が講ずべき措置事例（平成16・11・19原院第1号）」に付されたハイパーリンクを削除しました。
2	本意見募集は任意の意見募集として行われているが、鉱業保安法第35条に基づく鉱業の停止命令について、その要件が「この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反したとき」とされているところ、本案により改正しようとする「措置事例」は、この鉱業保安法施行規則の解釈を示すものであり、結果として同条の停止命令の処分基準（行政手続法第2条第8号ハ）となっていることから、行政手続法に基づく法定の意見募集として実施すべきではないのか。	「鉱業権者が講ずべき措置事例」は、自主保安の実施方策の一例（事例）であり、鉱業権者は他の方策によって対応することも可能であることから、行政手続法に定める命令等には該当せず、任意の意見募集としました。
3	第1章3（1）及び（2）「自治体」を「自治体等」と改めている箇所について「地方公共団体等」とすべきではないか。	御指摘の通り「地方公共団体等」に修正します。
4	第8章2（1）の式「ここに」中、「C」では「単位」のあとに1字あきがないが、「Q」では1字あきがある。	御指摘の1字空きを削除するとともに、全体の単位表記の平仄に合わせて、第8章2（1）の式「C」における単位の表記を「(単位mg/m ³)」に、「Q」における単位の表記を「(単位%)」に修正します。